

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第7版（案））に対する 意見募集の結果

別紙 4

1. 実施期間

令和2年8月1日(土)～9月4日(金)(35日間)

2. 意見提出者

合計 115者

(1) 法人・団体： 2者

【放送事業者関連団体： 1 団体】

- 一般社団法人日本民間放送連盟

【権利者団体： 1 団体】

- 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構

(2) 個人： 113者

3. 意見の分類

① ガイドライン改訂案に対する賛成意見	5者
② ガイドライン改訂案に対する具体的な修正意見	4者
③ ガイドライン改訂案に対する総論的な意見(①及び②以外)	10者
④ ガイドライン改訂案に対する意見ではないが、製作取引に関係する意見 ※	89者
⑤ ガイドライン改訂案にも製作取引にも関係しない意見	7者

※ アニメ業界の労働環境・待遇等の改善や「製作委員会」方式に関する意見が多数あり。

提出された主な意見の概要とその考え方（概要）

項目	提出された主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>改訂ガイドラインの業界への浸透</p>	<p>○ 本ガイドラインは昨年8月に改訂第6版が公表され、今回の第7版で2年続けての改訂である。改訂ガイドラインが全国各地域の親事業者、<u>下請事業者へ十分に浸透するには一定の期間が必要であることから、急を要する改訂でない限り、今後は1年ごとのガイドライン改訂は避けるべき。</u> <日本民間放送連盟></p> <p>○ <u>新型コロナウイルスの感染拡大により、研修会の開催が困難なため、第7版の周知にあたり、より十分な期間が必要であることから、今後の施策の検討などにあたっては配慮いただきたい。</u> <日本民間放送連盟></p>	<p>今後も新たに明らかになった製作取引上の課題があれば、それに対応するため、ある程度定期的にガイドラインの見直しを進める必要があると考えるが、改訂頻度に関するご指摘の点については、今後の参考とする。</p> <p>業界における放送コンテンツの適正な製作取引に関する周知・啓発活動に期待する。総務省では、本ガイドライン（第7版）公表後、速やかな周知徹底を図るべく、速やかにオンライン形式のガイドライン講習会を定期的に企画・実施する。</p>
<p>書面の交付 <問題となり得る取引事例（情報成果物作成委託）></p> <p><パブコメ案の追記事例></p> <p>④局がフリーランスにディレクター業務を発注しており、その業務内容には放送で使用するVTRの撮影・納入も含まれている一方、3条書面を交付していない。</p> <p>⑤生放送番組に関する業務委託のうち、放送で使用するVTRの納入も含む演出業務を委託したが、当該業務委託全体を役務委託と解釈して3条書面を交付していない。</p>	<p>○ 外形的に「VTRの(撮影・)納入」があったとしても局の指示のもとにより役務として行われる「撮影」という作業の委託ならば下請法の対象とはならない。事例④および事例⑤について、「ディレクター業務の委託」「演出業務の委託」という「役務の委託」として契約しているながら、実態としては、局の指示がない状態でVTRを完成させ、納入するという「<u>情報成果物作成委託</u>」が委託内容に含まれている場合には下請法の対象となる旨を明確に記載すべき。 <日本民間放送連盟></p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該事例の解説部分について、以下のとおり修正する。</p> <p>「事例④のように、局がディレクター業務を委託したことをもって役務委託と解釈して発注していたとしても、取引実態として情報成果物作成委託に該当するは撮影したVTRの作成・納入を納めることも含めた委託内容としている場合は、情報成果物作成委託として下請法の対象となり、3条書面を交付する必要がある。また、事例⑤のように、委託内容の中に情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含まれていることにより、当該取引が役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分になっているである場合、3条書面の交付がされていなければ、情報成果物作成委託が含まれている以上、下請法上問題となる」</p>
<p>著作権の帰属</p> <p>※パブコメ案に提示した発注者・受注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に、一般的・概括的な整理として、契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等の考え方を一覧表として整理した表。</p>	<p>○ 番組製作委託取引の形態は多種多様であり、改訂案の一覧表※は、必ずしもすべての取引形態を網羅しているわけではない。誤解を招かないよう、「必ずしもすべての取引が①～⑧に当てはまるわけではない」旨を明記するよう要望。 <日本民間放送連盟></p> <p>○ 著作権の帰属問題のみならず、発注段階での受発注間、並びに実演家と製作主体間に関する二次使用料の取扱いの明確化の必要性に関する今回の記載に賛同。引き続き、放送コンテンツの制作主体や受発注形態にかかわらず、実演家の権利が適正に付与されるようなガイドラインの策定検討を要望。 <映像コンテンツ権利処理機構></p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該表の下段の記述に、「なお、必ずしも全ての製作取引が①～⑧に直ちに当てはまるわけではない。（中略）また、複数の組み合わせによって成立する製作取引もあり得る。本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要である。」と追記する。</p> <p>ガイドライン改訂に関しては、賛同のご意見として承る。ご指摘の点については、今後の参考とする。</p>
<p>役務委託発注書の例</p>	<p>○ 再委託ではない「役務の委託」など下請法の対象とならない取引の場合、<u>書面の交付は取引当事者の判断に委ねられることが原則であるため、「役務委託発注書の例」について、誤解を招かないよう、下請法対象外（任意）である旨を明記すべき。</u> <日本民間放送連盟></p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該頁に「役務委託発注書の例」の趣旨として、「この役務委託発注書の例は、「下請代金支払遅延等防止法」の「役務提供委託」に該当する取引の場合に同法に基づき交付するほか、下請法の対象とならない役務委託であっても、事後のトラブルを回避する観点から、任意で交付する発注書のひな形として添付している（本ガイドライン34頁参照）。」を記載する。</p>